

## 下級裁判所裁判官指名諮問委員会（第90回）議事要旨

（下級裁判所裁判官指名諮問委員会庶務）

### 1 日時

令和元年9月2日（月）13：30～14：55

### 2 場所

最高裁判所中会議室

### 3 出席者

（委員）井田良，伊藤眞（委員長），井堀利宏，今田幸子，岩井重一，畝本直美，  
北村節子，栃木力，中尾正信，中田裕康，八木一洋（敬称略）

（庶務）村田総務局長，石井審議官，平城総務局第一課長

（説明者）堀田人事局長，馬場人事局任用課長

### 4 議題

#### （1）協議

- ・ 令和2年上半期の判事補から判事への任命候補者及び判事の再任候補者について
- ・ 令和元年10月期の出向からの復帰候補者について
- ・ 令和2年4月期の弁護士任官候補者について

#### （2）次回の予定等について

### 5 議事

#### （1）協議

庶務から，前回の委員会以後の経過として，令和元年下半期の判事補から判事への任命候補者及び判事の再任候補者，令和元年10月期の弁護士任官候補者並びに令和元年7月期及び8月期の出向からの復帰候補者についての答申を最高裁判所に報告したこと，また，平成31年（令和元年）上半期の判事補か

ら判事への任命候補者及び判事の再任候補者，令和元年10月期の弁護士任官候補者並びに令和元年7月期及び8月期の出向からの復帰候補者についての最高裁判所における審議結果が報告された。

また，最高裁判所から，令和2年4月期の弁護士任官候補者，令和2年上半期の判事補から判事への任命候補者及び判事の再任候補者，令和元年10月期の出向からの復帰候補者について，それぞれその指名の適否について諮問を受けたことが報告された。

- ・ 令和2年上半期の判事補から判事への任命候補者及び判事の再任候補者について

庶務から，8月26日（月）午前9時30分から作業部会を開催したことが説明され，作業部会長である中田委員から，作業部会の検討結果について報告がされた。

作業部会の検討結果を踏まえて重点審議者について審議し，決定した。

そして，今後の手続として，速やかに，所管の地域委員会に指名候補者の名簿と略歴を提供するとともに，重点審議者とされた指名候補者については，これに所長等が作成した報告書を添付して，11月6日（水）までに情報収集の上，その結果を報告するよう要請する。地域委員会による重点審議者に関する情報収集の方法については，これまでと同様の方法による。具体的には，指名候補者の現任庁に対応する検察庁及び弁護士会に指名候補者の名簿を提供し，所属の検察官又は弁護士が，指名候補者の指名の適否に関する特段の情報を有する場合には，一定の期間，所属の各個人から，地域委員会が直接その有する情報を受け付けることを連絡し，検察官又は弁護士への周知を依頼する方法により行うこととされた。

また，前回の地域委員会からの報告では，弁護士会による情報の取りまとめや段階評価式アンケート方式の情報の提出がなかったこと，他方で，このような状況になってからまだ間がないことなどを踏まえ，今後当分の間は，地域委員会に対し，「裁判官の職権の独立に対する影響，プライバシーへの

配慮、適格性に疑義が生じない情報を広く収集するという観点等に照らすと、弁護士会が各弁護士からの情報を取りまとめることは相当ではなく、各弁護士から直接地域委員会に情報を提供する方法によるべきこと、特に段階評価式アンケートによる情報収集は相当ではない」という当委員会の考え方を引き続き周知するよう依頼することとされた。

なお、前回の情報収集の際に、特定の地域委員会に対し、報告期限後に相当数の情報が寄せられたことについて、庶務において事情等を調査した結果が以下のとおり報告された。

情報提供者はいずれも、特定の弁護士会又は同会所属の弁護士から、指名候補者に関する情報提供の依頼を受けたことをきっかけとして情報提供したことが判明した。そのような依頼があった時期は、報告期限（6月12日）よりも後であったことが窺われる。当該弁護士会等が、時機に遅れてそのような依頼をした経緯等については、何らかの手違いによるものであったことが窺われる。

庶務からの報告を受けて、再発防止の観点から、今回の情報収集に当たっては、地域委員会に対し、地域委員会から検察庁及び弁護士会に情報収集に関する連絡をする際に、情報の提出期限の遵守について改めて注意喚起するよう求めることとされた。

・ 令和元年10月期の出向からの復帰候補者について

裁判官から出向している指名候補者1人について、候補者の略歴、出向先から得た候補者の執務状況等に基づき、判事に任命されるべき者として指名することの適否について審議され、審議の結果、指名することが適当であると最高裁判所に答申することとされた。

・ 令和2年4月期の弁護士任官候補者について

庶務から、以下のとおり説明がされた。

弁護士任官候補者に関する情報収集の在り方については、これまで、弁護士任官希望者に関する的確な情報が十分に収集できているとはいえ、調停

官を經由した弁護士任官の推進等，早い段階からの的確な情報を収集するための方法を今後とも継続的に検討していく必要があるが，弁護士任官希望者側の事情に配慮し，当面は，全ての弁護士に任官希望者の名簿を示して情報提供の依頼をすることはせず，担当事件リスト記載の相手方代理人及び事情を知る者として候補者本人に挙げてもらった人から情報収集することとされてきた。他方，裁判官及び検察官からの情報収集に関しては，任官希望者が所属する弁護士会に対応する裁判所及び検察庁に対し，任官希望者の名簿及び担当事件リストを提示し，所属する裁判官及び検察官に対し，任官希望者の指名の適否に関する情報があれば，これを地域委員会に提供してもらうよう周知依頼することとされてきた。なお，任官希望者が調停官となっている場合には，調停官として執務している状況に関する報告書が最高裁判所から提出される旨の説明がなされた。

庶務からの説明を受けて，今回の弁護士任官候補者に関する情報収集の在り方について審議した結果，地域委員会による弁護士等からの情報収集の方法，裁判官及び検察官からの情報収集の方法のいずれについても，従来と同様の方法によること，ただし，前回の委員会において指名の適否について意見を述べることを留保することとされた候補者については，必要な範囲で情報収集を行うこととされ，庶務から，速やかに，所管の地域委員会に対し，11月6日（水）までに情報収集の上，その結果を当委員会に報告するよう要請することとされた。

## （２）次回の予定等について

次回の委員会は，12月6日（金）午前10時から開催され，令和2年上半期の判事補から判事への任命候補者及び判事の再任候補者並びに同年4月期の弁護士任官候補者について審議することとなった。

また，次々回の委員会は，12月20日（金）午後3時から開催され，司法修習を終了した者（72期）から判事補への任官希望者について審議することとなった。

以 上